

大和市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第5号

大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第13項第3号及び同項第4号中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項第5号及び同項第6号中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項第7号中「附則第15条第26項第3号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項第8号中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項第9号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第10号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 法附則第15条の9の3第1項 2分の1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行うものが適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引き渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。